

氏 名 光永 尚慰

登録番号 第 40120035 号

所属社会保険労務士会 福岡県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和4年10月9日から1年)

処分理由 A社に係る令和3年3月分の雇用調整助成金の支給申請
(以下「本件申請」という。)を行うに当たり、本件申請の対象
労働者の一部の者について、本件申請の対象期間より前に
雇止めを通知されていたことから、助成の対象に該当しないこ
とをあらかじめ認識していたにもかかわらず、当該労働者が助
成の対象に該当するかのように装うため、故意に、当該労働
者の退職の経緯等について虚偽の内容を記載した支給申請
書を作成し、令和3年5月20日、福岡労働局長あてに提出し
たものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定
める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書の
作成を行ったとき」及び同法第25条の3に定める懲戒処分事
由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があっ
たとき」に該当するものである。